

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎訓練手当支給規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○新たに生じた土地の届出 (市町村振興課)	1
○新たな字区域画定の届出 (")	1
○字の区域及び名称の変更の届出 (2件) (")	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2

規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第128号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和50年高知県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「50日」を「40日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

告 示

高知県告示第750号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、室戸市長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面積
------------	----

室戸市浮津字河ノ淵2474の1地先	49,842.60平方メートル
-------------------	-----------------

高知県告示第751号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、室戸市長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同市の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面積	字の名称
室戸市浮津字河ノ淵2474の1地先	49,842.60平方メートル	浮津字河ノ淵1地先

高知県告示第752号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、安芸市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
川北	東谷	乙1723の2	川北	内原野
	北瘤	乙1725の1		
	茶ノ木	乙1761の1、乙1761の7、乙1761の18、乙1761の20、乙1761の21、乙1762のイ、乙1762のロ、乙1762のハ、乙1762のロ地先		
北中野	乙1773の12			

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含むものとする。

高知県告示第753号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定によ

り、安芸市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
穴内乙	五軒家	3439の9、3439の10	穴内乙	腰掛松

高知県告示第754号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
四万十市西土佐江川崎字カシツケ141番1から四万十市西土佐江川崎字下宮地180番3まで	前	5.6 ? 9.0	231
	後	11.0 ? 51.0	286
四万十市西土佐江川崎字カシツケ140番3から四万十市西土佐江川崎字下宮地178番1まで	前	11.0 ? 51.0	286
四万十市西土佐江川崎字カシツケ140番3から四万十市西土佐江川崎字下宮地178番1まで	後	11.0 ? 51.0	286

まで

高知県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町上秋丸字井ノ上920番1から 高岡郡四万十町上秋丸字井ノ上919番1まで	前	9.5 }	31
	後	13.2 }	31
高岡郡四万十町上秋丸字井ノ上919番1から 高岡郡四万十町上秋丸字ホラジ坂917番1まで	前	10.0 }	55
	後	18.0 }	55
高岡郡四万十町上秋丸字入道淵ノ上832番2から 高岡郡四万十町上秋丸字鶴井ノ平826番12まで	前	4.5 }	114
	後	5.4 }	114

高知県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町南川口字元ノ谷229番1から 高岡郡四万十町南川口字本谷793番4まで	前	3.2 }	189
	後	3.2 }	189
高岡郡四万十町南川口字杭野ノ993番から 高岡郡四万十町南川口字石セキ784番まで	前	5.4 }	159
	後	6.6 }	159

高知県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町上秋丸字井ノ上920番1から 高岡郡四万十町上秋丸字井ノ上919番1まで	31	平成19年11月27日
高岡郡四万十町上秋丸字井		

ノ上919番1から
高岡郡四万十町上秋丸字ホラジ坂917番1まで

55

平成19年11月27日

高岡郡四万十町上秋丸字入道淵ノ上832番2から
高岡郡四万十町上秋丸字鶴井ノ平826番12まで

114

平成19年11月27日

高知県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市足摺岬字切詰170番1から 土佐清水市足摺岬字瀧ノ空213番1まで	220	平成19年11月27日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、春野町秋山土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

平成19年11月27日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	岡崎 明夫	吾川郡春野町秋山1675
〃	片岡 賢	〃 〃 〃 2335
〃	川澤 一博	〃 〃 〃 563
〃	雨森 廣志	〃 〃 〃 600
〃	川島 俊夫	〃 〃 〃 2521-4
監事	門屋 範明	〃 〃 〃 1487
〃	川島 良臣	〃 〃 〃 2521-1

(就任)

理事	岡崎 明夫	吾川郡春野町秋山	1675
〃	片岡 賢	〃 〃 〃	2335
〃	川澤 一博	〃 〃 〃	563
〃	雨森 廣志	〃 〃 〃	600
〃	川島 俊夫	〃 〃 〃	2521-4
監事	門屋 範明	〃 〃 〃	1487
〃	川島 良臣	〃 〃 〃	2521-1